

第2回

弁護士と社労士による重要労働判例・解説 セミナー(主体的で柔軟な労働時間制度)

労働基準法では、労働時間を一般労働者と同様に厳格に規制することが不適切な場合に、労働時間を実労働時間によって把握するものではなく、みなし労働時間制を採用する制度として①事業場外労働に関するみなし労働時間制、②専門業務型裁量労働時間制、③企画業務型裁量労働時間制の3つを定めています。また、平成31年4月の労働基準法改正にて特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)が創設されます。今回のセミナーでは実務者向けに、弁護士と社会保険労務士がこれらの労働時間制度についてわかりやすく解説を行います。

—解説を行う主な重要判例—

■ 阪急トラベルサポート事件(最二小判平成26.1.24)

■ ナック事件(東京地判平成30.1.5) ■ エーディーディー事件(大阪高判平成24.7.27) 他

日時 平成31年1月31日(木)13:30 ~ 16:30<受付13:15>

会場 社会保険労務士法人アドバンス セミナールーム
(福岡市中央区舞鶴2-2-11 富士ビル赤坂8階)

参加費 2,000円 (税込) 定員:先着30名

定員になり次第締め切らせて頂きます。

※参加費については当日現金にてお支払いください。

共催 紫牟田国際法律事務所 / 社会保険労務士法人 アドバンス

第一部

主体的で柔軟な労働 時間制に関する重要 判例ポイント解説

講師

紫牟田国際法律事務所
代表弁護士

紫牟田 洋志

弁護士・ニューヨーク州弁護士。福岡市雇用労働センター相談員、外国人ローヤリング・ネットワーク会員等。資産運用会社立上げ、J-REIT上場、大手渉外事務所での勤務を経て、紫牟田国際事務所開設。福岡地所(株)、福岡リアルティ等取締役。企業内弁護士としての経験を活かし、事業戦略や組織文化等を踏まえた質の高い法的サービスを提供すると共に、多数の企業向け研修の講師を務める。

第二部

主体的で柔軟な労働 時間制の実務対応

講師

社会保険労務士法人アドバンス
行政書士法人アドバンス代表社員 所長

伴 芳夫

特定社会保険労務士、行政書士、法学修士(九州大学大学院法学府)、第二種衛生管理者、心理相談員、医療労務コンサルタント企業の人事労務に関する課題解決に取り組むかたわら、リスクに強い就業規則・社内規則の作成、人事・賃金制度の構築を多数手掛ける。企業研修・講演会・セミナー講師として年間50件を超える実績あり。

参加費および申込方法

申込書送付先

申し込みFAX：092-713-6074

●参加費：お一人様 2,000円（税込）

- 申込要領
- 1) 参加ご希望の方は、下記参加申込書をご記入の上、1月23日（水）までにFAXにてお申込み下さい
 - 2) 参加費は当日現金にてお支払い下さい

社会保険労務士法人 アドバンス 行

「弁護士と社労士による主体的で柔軟な労働時間制度セミナー」(1/31)参加申込書

参加日程

平成31年1月31日(木)13:30～16:30

貴社名

TEL

所在地

FAX

ご参加者名(フリガナ)

部署名

お役職名

()

()

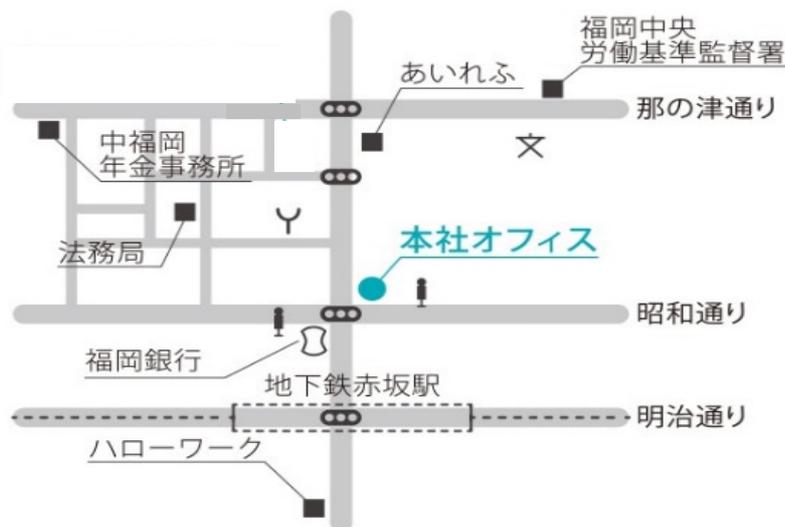
※原則として、1社2名様までとさせていただきます

※本申込書にご記入頂きました情報は、今後セミナー等各種ご連絡等をする目的で安全かつ適切に使用させていただきます、それ以外の目的には使用いたしません

【会場のご案内】

社会保険労務士法人アドバンス
8階セミナールーム

福岡市中央区舞鶴2丁目2番11号
富士ビル赤坂
(地下鉄赤坂駅より徒歩1分)
(西鉄バス「法務局前」より徒歩1分)



～問い合わせ～

社会保険労務士法人 アドバンス

810-0073 福岡市中央区舞鶴2-2-11 富士ビル赤坂 8階

TEL 092-713-6064(代表) FAX 092-713-6074

担当：富永、貴島